

令和 8 年 4 月 1 日

各区長 様

三木市区長協議会連合会長  
みっきい夏まつり実行委員長

「みっきい夏まつり 2026」の開催に伴う募金の  
協力について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から区長協議会の運営に格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、人々が集いふれあい、元気で活力あるまち三木市をアピールする市民まつりとして、「みっきい夏まつり 2026」を令和 8 年 8 月 29 日（土）に開催します。

模擬店や屋台コーナー、ダンスや和太鼓などのステージイベント、そして、クライマックスを飾る大輪の花火の打上げなど、市民の皆様のを結集した市民まつりとして開催すべく計画を進めています。

区長協議会連合会としましても、定例理事会においてその趣旨に賛同し募金に協力することになりました。また、市内企業・事業所への協賛金依頼や市内公共施設及び協力事業所での募金箱設置による募金依頼を行います。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、別添の文書をご回覧いただき、一人でも多くの方から募金にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 記

- 1 募金の期間 令和 8 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
- 2 まつりの内容 別紙（開催要領）のとおり
- 3 募金の方法 次のいずれかの方法でご入金をお願いいたします。

- (1) 下記事務局まで連絡をいただきましたら、集金に伺います。
- (2) 市役所 2 階市民協働課、吉川支所市民生活課へ直接届けていただく。
- (3) 地区の市立公民館へ直接届けていただく。
- (4) 次の口座へ振り込んでいただく。

金融機関名	三井住友銀行 三木支店
口座種別・番号	普通 5 2 9 8 3 1 5
口座名義	<small>ミ ッ キ イ ナ ツ マ ツ リ ジ ッ コ ウ イ イ ン カ イ</small> みつきい夏まつり実行委員会
	<small>ジ ム キ ョ ク ミ キ シ シ ミ ン キ ョ ウ ド ウ カ チ ョ ウ</small> 事務局 三木市市民協働課長

(申し訳ございませんが、振込手数料は各自でご負担をお願いします)  
※(1)～(3)は平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間で  
受付致します。

みつきい夏まつり実行委員会事務局 三木市 市民生活部 市民協働課 電話 0794-82-2000(代) みつきい夏まつり担当
---

## 回覧


令和 8 年 4 月 1 日

各 位

三木市区長協議会連合会長  
みっきい夏まつり実行委員長

「みっきい夏まつり 2026」の開催に伴う募金のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、区長協議会の運営に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、人々が集いふれあい、元気で活力あるまち三木市をアピールする市民まつりとして「みっきい夏まつり 2026」を令和 8 年 8 月 29 日（土）に開催します。

模擬店や屋台コーナー、ダンスや和太鼓などのステージイベント、そして、クライマックスを飾る大輪の花火の打上げなど、市民の皆様の力を結集した市民まつりとして開催すべく計画を進めています。

区長協議会連合会としましても、定例理事会においてその趣旨に賛同し募金に協力することになりました。

また、市内企業・事業所への協賛金依頼や市内公共施設及び協力事業所での募金箱設置による募金依頼を行います。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、何卒この趣旨にご賛同いただき、募金にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

みっきい夏まつり実行委員会 事務局  
三木市 市民生活部 市民協働課  
Tel 0794-82-2000  
みっきい夏まつり担当

## 「みつきい夏まつり2026」開催要領

- 1 目的 恒例の花火が夏の夜を彩る「市民まつり」を開催することにより、人々が集い、ふれあう機会を創出する。また、それらを通して、市民の絆及びふるさと三木への愛情や誇りを育むとともに、“チーム三木”一丸となって元気で活力あるまち三木市をPRする。
- 2 主催 みつきい夏まつり実行委員会
- 3 開催日 令和8年8月29日（土）  
開会予定 午後4時から  
(花火打上は午後7時45分から)
- 4 場所 兵庫県立三木総合防災公園（志染町三津田）
- 5 内容 (1) 花火打上げ  
(2) 模擬店、屋台  
(3) ステージイベント
- 6 募金、協賛金 市民の皆様や自治会、各種団体、企業に募金、協賛金の協力を依頼する。  
(1) 三木市内の企業事業所に協賛金を依頼する。  
(2) 三木市内の公共施設及び協力企業・事業所に募金箱を設置する。  
(3) 会場内の本部テントや案内テント等に募金箱を設置する。
- 7 広報 (1) 市HP、広報みき等により市民へ周知する。  
(2) ポスターを作成し、市内の公民館や公共施設、自治会、協力企業・事業所において掲示する。  
(3) のぼり旗を会場周辺に設置する。  
(4) チラシを作成し、市内での新聞折込みとともに、公共施設や駅に設置する。